

## 別紙 2（実施計画等策定事業に係る運用）

### 第 1 趣旨

実施計画等策定事業に係る運用については、要綱、要領本文及び経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成 6 年 6 月 23 日付け 6 構改 B 第 637 号農林水産省構造改善局長通知。以下「調整要領」という。）によるほか、この運用に定めるところによる。

### 第 2 事業の内容

#### 1 実施計画策定事業

農地整備事業に係る地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する事業並びに既に設置されている高付加価値農業に係る施設等の撤去又は移転に関する事業（以下「支障物撤去等事業」という。）

#### 2 経営体育成促進換地等調整事業

農地整備事業の実施予定地区において、地区内の農用地利用状況・関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めていくための合意形成等を進めるとともに、これらを踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準を事業採択前に作成するために、調整要領の 4 に掲げる業務を行う事業

### 第 3 事業の対象地区

#### 1 実施計画策定事業

実施計画の対象地区は、農地整備事業の実施が確実と見込まれる地区とする。

#### 2 経営体育成促進換地等調整事業

経営体育成促進換地等調整の対象地区は、農地整備事業が確実に行われる予定の地区（当該事業の施行に係る地域を数区に分ける場合にあっては、当該区を含む。）であって、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事が適当と認めるものとする。

なお、調整要領の 4 の（6）の業務については、当該農地整備事業の実施が予定されている地区について、実施計画策定事業の採択の前から実施することができるものとする。

### 第 4 事業実施主体

事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、都道府県土地改良事業団体連合会、農業協同組合その他知事が適当と認めるものとする。

### 第 5 実施時期

#### 1 実施計画策定事業

実施計画の策定期間は、次の（1）から（4）までのいずれかとする。

（1）実施計画の策定期間は、2 年以内とする。

- (2) 中山間地域（別紙1第2の2に規定する中山間地域をいう。以下同じ。）、水田農業高収益化計画（水田農業高収益化推進計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号・元農振第3757号・元政統第2085号農林水産省生産局長・農村振興局長・政策統括官連名通知）に基づいて都道府県が策定した計画をいう。以下同じ。）の策定地域、輸出事業計画（輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づいて認定された輸出事業計画をいう。以下同じ。）の策定地域又は認定フラッグシップ輸出産地（フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和6年4月19日付け6輪国第256号農林水産省輸出・国際局長通知）第5の規定に基づいてフラッグシップ輸出産地として認定された地域をいう。以下同じ。）に位置する地区の場合にあっては、4年以内とする。
- (3) スマート農業（ロボット、AI、IoT等の先端技術を活用する農業をいう。）の実現に必要な基盤整備を予定しており、スマート農業導入推進計画（別添4）を作成した地区又は連携管理保全計画（土地改良法第57条の11第1項に規定する連携管理保全計画をいう。以下同じ。）に別添4の内容が記載されている地区の場合にあっては4年以内とする。
- (4) 次に掲げる整備の全て（中山間地域にあっては、次に掲げる整備のいずれか）を予定しており、省力化整備計画（別添5）を作成した地区又は連携管理保全計画に別添5の内容が記載されている地区（（3）の場合を除く。）の場合にあっては2年以内とする。
- ア 2ヘクタール以上（北海道にあっては3ヘクタール以上）の区画（隣接するほ場と均平が図られており、簡易な畦畔除去により2ヘクタール以上（北海道にあっては3ヘクタール以上）となる区画を含む。）の整備
- イ 畦畔や施設等の維持管理や水管理の省力化を図る整備
- 2 経営体育成促進換地等調整事業  
経営体育成促進換地等調整の実施時期は、調整要領の5で定めるとおりとする。

## 第6 事業の申請等

- 1 都道府県知事は、第2の事業を実施しようとするときは、採択を希望する年度の前年度の3月末日までに、別記様式第1号による実施計画等策定事業採択申請書（以下「申請書」という。）を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の規定により提出された申請書を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に別記様式第2号による実施計画等策定事業採択通知書を交付するものとする。
- 3 都道府県知事は、第2の2の経営体育成促進換地等調整事業が採択された場合には、事業実施主体に採択の決定を通知するものとする。
- 4 都道府県知事は、第2の事業の実施後に農地整備事業から別の事業の実施を行おうとする場合又は農地整備事業の実施を行わない場合は、地方農政局長等に協

議するものとする。

- 5 都道府県知事は、第2の2の経営体育成促進換地等調整事業のうち調整要領の4の(6)の業務を、第2の1の実施計画策定事業の採択より前に実施しようとするときは、当該業務に係る採択を希望する年度の前年度の3月末日までに、別記様式第1号による実施計画等策定事業採択申請書(当該業務に限定したもの)を地方農政局長等に提出するものとする。
- 6 地方農政局長等は、5の規定により提出された申請書を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に別記様式第2号により実施計画等策定事業採択通知書を交付するものとする。
- 7 都道府県知事は、6の規定により採択通知書が交付された場合には、事業実施主体に採択の決定を通知するものとする。

## 第7 助成

実施計画等策定事業に係る要綱第8の経費とは、別記に掲げる費用とする。

## 第8 定額助成を活用する場合の採択要件等

- 1 次に掲げる地区において定額助成を活用する場合であって、令和8年度以降に採択する地区にあつては、実施計画の区域を含む地域計画の目標地区(基盤法第19条第3項に規定する地区をいう。)において、担い手に対する農用地の集約化の程度が向上するよう地域計画を変更し、土地改良事業の採択までに基盤法第19条第8項に規定する公告を行うことを要件とする。
  - (1) 水田農業高収益化計画の策定地域における地区
  - (2) 輸出事業計画の策定地域における地区
  - (3) 認定フラッグシップ輸出産地における地区
  - (4) 第5の1の(3)に規定する地区
  - (5) 第5の1の(4)に規定する地区
- 2 実施計画等策定事業のうち定額助成を活用する地区における採択期限については、1の(1)に掲げる地区は令和8年度の末日まで、1の(2)から(4)までに掲げる地区は令和11年度の末日まで、1の(5)に掲げる地区は令和12年度の末日までとする。
- 3 令和13年度以降における実施計画等策定事業の採択に当たっては、1の(2)から(5)までに掲げる地区のいずれかに該当することを要件とする。

## 第9 その他

実施計画等策定事業の実施に当たっては、都道府県知事は、農地中間管理機構関連農地整備事業の趣旨に鑑み、農業者の費用負担が原則生じないよう配慮するものとする。

- 1 調查旅費
- 2 諸謝金
- 3 補償費
- 4 請負費
- 5 委託費
- 6 賃金
- 7 純工事費

別記様式第1号

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長〕  
〔沖縄にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

実施計画等策定事業採択申請書

〇〇年度新規事業を実施したいので、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知）の別紙2第6の1の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 実施計画等策定地区一覧表（別添1のとおり）
2. 実施計画策定地区概要書（別添2のとおり）
3. 経営体育成促進換地等調整調書（別添3のとおり）
4. スマート農業導入推進計画（別添4のとおり）  
（連携管理保全計画に別添4の内容の記載がある地区については、該当箇所の写し）
5. 省力化整備計画（別添5のとおり）  
（連携管理保全計画に別添5の内容の記載がある地区については、該当箇所の写し）

（注）農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領第2の2の経営体育成促進換地等調整事業のうち調整要領の4の（6）の業務を、第2の1の実施計画策定事業の採択より前に実施しようとするときは、本文中「第6の1」とあるのを「第6の5」と記載するものとする。

(別添1)

実施計画等策定地区一覧表

名 称	都道 府県名	地区名	所在地	調査費 及び事業費 (千円)	備 考
実施計画策定  経営体育成 促進換地等 調整					

(別添2)

## 実施計画策定地区概要書

実施年度		都道府県名		営 農 計 画 構 想		
地区名		計画主体				
所在地						
調査目的						
地域の現況						
調 査 項 目 及 び 調 査 費	調査項目	数量	調 査 費 (千円)			事 業 計 画 構 想
			国 費	都道府県費	市町村費	
	1年度					
	2年度					
	3年度					
	4年度					
合 計						

- (注) 1 本事業を単年度で実施する場合は「1年度」欄に、複数年にわたって実施する場合はそれぞれの年度欄にそれぞれの調査項目を記載する。
- 2 第5の1の(2)によって本事業を中山間地域、水田農業高収益化計画の策定地域、輸出事業計画の策定地域又はフラッグシップ輸出産地の認定地域に位置する地区において実施する場合は、そのことが確認できる資料を添付すること。
- 3 第5の1の(3)によって本事業においてスマート農業を実施する地区の場合は、別添4を添付すること。
- 4 調査費の積算の基礎資料を添付すること。
- 5 実施計画策定の予定範囲、事業計画構想が把握できる概要図を添付すること。
- 6 支障物撤去等事業を実施する場合は、当該事業の対象となる施設等の位置(移転の場合は、移転後の位置も含む。)及び事業費が分かる資料を添付すること。

(別添3)

経営体育成促進換地等調整調書

都道府県名	地区名	所在	事業対象面積	実施年度	実施機関名	土地改良換地士の有無	実施計画着手年度	業務項目			
								1年度	2年度	3年度	4年度
			ha								
換地を伴う農地整備事業等の内容（予定）											
事業計画樹立年度	着工	完工	地区面積	関係農家数	事業主体名	事業名	備考				
			ha								

- (注) 1 「業務項目」欄には、経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け6構改B第637号農林水産省構造改善局長通知。以下「調整要領」という。）の4の業務項目の番号を、本事業を単年度で実施する場合は「1年度」欄に、複数年にわたって実施する場合はそれぞれの年度の欄にそれぞれ記載する。
- 2 地形図等を用い、各地区の実施予定地域を赤線で囲み、地区名及び地積を書き添えた図面を添付すること。なお、換地を伴う農地整備事業等の予定地域と相違する場合は、その地域を青線で囲むこと。
- 3 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）第2の2の経営体育成促進換地等調整事業のうち調整要領の4の（6）の業務を、実施要領第2の1の実施計画策定事業の採択より前に実施する場合は、当該事業より前に行う必要があることを記載した理由書及び土地の概況がわかる資料を添付すること。

## スマート農業導入推進計画

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等		
自動走行農機等の導入を推進するための基盤整備（実施予定）の内容					
(例) 事業実施予定区域〇〇haにおいて、標準区画〇〇haに大区画化し、また用排水路のパイプライン化とほ場内耕作道の設置により、ほ場間の移動をスムーズに行うことが可能な基盤に整備する。また、各ほ場へターン農道を設置する。		大区画化	有 or 無		
		ターン農道の整備	有 or 無		
		用排水路パイプライン化	有 or 無		
		その他	(記述)		
導入予定の省力化技術の概要					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">参考資料等があれば添付</div>					
(例) 本事業で大区画化、ターン農道の設置等を行った後、〇〇事業で事業実施区域内の〇〇ha（予定）を対象にGNSS基地局を設置し、耕起や田植作業等に向けトラクタへ自動操舵システムを〇基導入する予定。 (例) 本事業で大区画化を行った後、〇〇事業で事業実施区域内の〇〇ha（予定）を対象にほ場水管理システムを導入し、スマートフォン等で水田の水位、水温の確認及び水管理の遠隔操作・自動給水等を行う予定。					
導入する省力化技術	導入予定面積	導入予定数	割合	活用農家予定数	管理体制（予定）
(例) 自動操舵	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇戸	全基、〇〇改良区が所有・管理
〇〇〇	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇戸	各農家で所有・管理
見込まれる効果					
(例) 高収益作物の導入		(例) スマート農業を導入する担い手〇名が、作業の余剰時間を活用し、近隣地域において園芸作物（トマト）を令和〇年度までに〇haで実施予定。			
(例) スマート農業を活用した更なる集積・集約の促進、6次産業化の取組、農産物のブランド化の取組等					

## 省力化整備計画

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等		
現状の営農や維持管理上の課題					
<p>(例) ・現況の区画が10a程度であり、担い手に集積し生産コストを低減するに当たり、大型機械が進入できないことや作業効率が悪いことが課題。</p> <p>(例) ・事業実施予定区域〇〇haにおいて、傾斜が1/40程度あり、担い手に集積するに当たって畦畔法面や水路法面の草刈り労力が課題。</p>					
予定する省力化整備の内容					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">参考資料等があれば添付</div>					
<p>(例) 本事業で2ha以上の大区画化、ターン農道の設置等を行った後、大型機械を導入するとともに、直播栽培を実施する予定。</p> <p>(例) 本事業で幅広畦畔を設置し、トラクターによる除草作業の機械化を行うとともに、排水路の暗渠化を行い、草刈り労力を軽減する予定。</p>					
導入する機械	導入予定面積	導入予定数	割合	活用農家予定数	管理体制（予定）
(例) 大型トラクタ	〇〇ha	〇台	〇台/20ha	〇戸	各農家で所有・管理
(例) アーム式モア	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇戸	全基、〇〇改良区が所有・管理
見込まれる効果					
(例) 担い手集積による地域計画の実現		(例) 農地の区画拡大による効率化、草刈り等の労力削減により、現況の担い手集積率●%から地域計画で目指すこととしている●%まで担い手に集積する予定。			
(例) 高収益作物の導入		(例) 大型機械を導入する担い手〇名が、作業の余剰時間を活用し、近隣地域において園芸作物（トマト）を令和〇年度までに〇haで実施予定。			

別記様式第2号

番 号  
年 月 日

実施計画等策定事業採択通知書

(北海道の場合は、国土交通省北海道開発局長経由)  
都道府県知事 殿

〔農林水産省農村振興局長  
農林水産省〇〇農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった地区について、下記のとおり  
実施計画等策定事業実施地区として採択したので通知する。

記

実施計画等策定地区一覧表 (別添のとおり)

(別添)

実施計画等策定地区一覧表

名 称	都道 府県名	地区名	所在地	調査費 及び事業費 (千円)	備 考
実施計画策定  経営体育成 促進換地等 調整					